

相続人代表者指定届				
				年 月 日
(あて先) 奈良市長				
相続人を代表して書類を受領していただける方を記入してください。		<b>記載例</b>		相続人
				奈良 花子
被相続人にかかる徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者として下記のとおり指定しましたので、地方税法第9条の2第1項後段の規定により届け出ます。				
相続人の代表者	氏名 (名称)	奈良 花子		
	住(居)所 (所在地)	奈良市二条大路南一丁目1番1号		
	電話番号	0742-00-0000		
被相続人	氏名	奈良 三郎		
	死亡時の住(居)所	奈良市二条大路南一丁目1番1号		
	死亡年月日	令和5年1月2日		
相続人	氏名 (名称)	被相続人との続柄	住(居)所 (所在地)	相続分
	奈良 花子	妻	奈良市二条大路南一丁目1番1号	二分の一
	奈良 太郎	子	同 上	四分の一
	奈良 二郎	子	同 上	四分の一
決定していない場合は記入の必要はありません。				
摘要				

※期限内に提出が間に合わない場合、市民税課までご連絡ください。  
 ※家庭裁判所にて相続放棄の手続をされた方は、相続放棄申述受理通知書または相続放棄受理証明書のコピーを送付してください。なお、相続放棄された場合は、次順位の法定相続人に、相続人代表者指定届を郵送いたします。

【参考】相続人(法定相続人)の順位{※相続の放棄をした者は相続人に含まれない。}

- ・被相続人の配偶者は必ず相続人になる(民法第890条)
- ・第1順位・・・子(民法第887条)
- ・第2順位・・・直系尊属(民法第889条第1項第1号)
  - ↳ 第1順位の相続人がいない、もしくは相続放棄している場合に相続権が発生
- ・第3順位・・・兄弟姉妹(民法第889条第1項第2号)
  - ↳ 第1順位および第2順位の相続人がいない、もしくは相続放棄している場合に相続権が発生

※子または兄弟姉妹が相続の開始以前に死亡していたとき、民法第891条の規定に該当する相続欠格者であるとき、または廃除により相続権を失ったときは、その者の子がこれを代襲して相続人となる。(民法第887条)